

総合評価落札方ガイドライン等の主な改正点（H28年7月1日より適用）

1 配置予定技術者の工事成績評点の評価対象の拡大

これまで、配置予定技術者の工事成績評価定点については、「主任（監理）技術者」として従事した工事のみを評価対象としていたが、「現場代理人」として従事した工事も評価対象に加えることとした。

2 技術者のCPD（継続教育）における評価対象の拡大

これまで、総合評価落札方式におけるCPD（継続教育）評価は、「建設CPD協議会」及び「建築CPD運営会議」のCPD単位を評価対象としていたが、「測量系CPD協議会」のCPD単位も評価対象に加えることとした。

3 防災協定における締結先の評価対象の改正

これまで、企業が個別に締結した防災協定について評価対象としていたが、評価対象外とし、企業が構成する団体とが締結している協定を評価対象とした。